

地方公営企業法適用移行事務支援業務プロポーザル評価基準

1 評価項目及び評価内容について

下記の評価項目及び評価内容に基づき採点する。

評価項目	評価内容		配点
全体評価	事業への理解・知識	仕様書を的確に踏まえ、事業内容及び目的に関する理解・知識が十分にあるか。	10
	事業計画	各行程ごとに妥当な時間配分がなされ、業務完了までの過程や工程が具体的に記載されているか。	5
項目別評価	固定資産調査・評価の内容	固定資産の調査・評価について、適正な手法や取り組み方での提案となっているか。	10
		組合が用意する公営企業会計システムへの移行事務と連動性が確保されているか。	10
	法適用移行事務支援に関する内容	職員研修や関連部署との調整支援、開始・打ち切りへの対応、条例や規則等の改正に関する対応について、内容と体制は充実しているか。	20
	事業者提案	仕様書等に定めのない事項で、提案事業者のノウハウや知識等を活かした創意工夫により、組合にとって有益な提案がされているか。	10
業務実施面	業務実施体制	提案内容を実施できる人員及び能力を有するスタッフが確保されているか。	10
	見積価格	価格点(25点)×提案者のうち最も低い見積価格/提案者の見積価格 ※小数点以下は切り捨てとする。	25

2 評価の方法について

- ① 各審査委員は上記の評価項目及び評価内容に基づき、提案者ごとにS評価からD評価までの5段階で評価するものとし、評価項目ごとの配点に下記のとおり割合を乗じて採点する。

評価基準	評価	点数
非常に優れている	S	配点×100%
優れている	A	配点×80%
標準	B	配点×60%
劣っている	C	配点×40%
非常に劣っている	D	配点×0%

- ② 各審査委員の持ち点（100点）を合算した値（満点）の6割を最低基準点とし、各審査委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない提案者は選外とする。
- ③ 各審査委員の評価点を合算した値が最も高い提案者を受託候補者として特定する。  
ただし、評価点が同点の場合は見積書の金額が低い者を受託候補者とする。
- ④ 提案者が1者のみの場合で、各審査委員の評価点を合算した値が最低基準点を満たすときは、当該提案者を受託候補者として特定する。